

作成年月日	令和8年10月28日
作成部局名 課室名	財務部財政課

財第1633号

令和8年10月28日

各部長様

財務部長

令和9年度の予算編成について

本県の経済動向については、個人消費の緩やかな回復や設備投資の増加により、一部に弱めの動きが見られるものの、緩やかに改善しています。

令和7年度決算においても、県政改革方針に基づく取組が着実に進んだこと、円安やインバウンド需要増など好調な企業業績を反映した税収増により、後年度精算を除く実質収支は約63億円の黒字を確保しました。

しかし、中東情勢の緊迫化やエネルギー価格の高止まり等を背景とした物価高騰が長期化しており、県民生活や中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、令和7年度決算における実質公債費比率が18%を超え、起債許可団体に移行したことや、今後の収支不足の見通しが拡大傾向にあるなど、財政運営は一層厳しさを増しています。今後も、金利動向や物価高騰、社会保障関係費の増加に伴う財政負担が見込まれ、財政運営の先行きは予断を許さない状況です。

こうした厳しい環境にあっても、「躍動する兵庫」の実現に向け、人口減少対策や少子高齢化の進行、自然災害リスクの高まりをはじめとする多様化・複雑化する課題に的確に対応しながら、持続可能な行財政基盤を確立していく必要があります。

今後、持続可能な財政運営検討会において各分野のあり方が議論されることも踏まえ、県民生活に与える影響にも十分に配慮しながら、特定の分野にとらわれることなく、すべての事業について必要性、効率性、有効性、緊急性の観点から不断の検証を行う必要があります。県民の生活基盤を確実に保持した上で、財政健全化と未来への投資を両立させながら、兵庫の持続的な発展につながる施策を重点的に推進していかなければなりません。

各部等におかれては、国の政策動向や地方財政対策に加え、有利な財源を最大限活用することに十分留意しつつ、これまで以上に部長等のマネジメントによる創意工夫を生かし、選択と集中を基本に施策の優先順位を明確にした上で、下記の方針に基づき、予算要求するようお願いします。

I 令和9年度予算編成の基本方針

- 1 県政改革方針に基づき、県政改革を推進するための取組を進める。

[県政改革方針の基本方針]

- ① 躍動する兵庫の実現
 - ア オープンな県政の推進
 - イ 「誰も取り残さない」県政の推進
 - ウ 県民ボトムアップ型県政の推進
- ② 持続可能な行財政基盤の確立
- ③ イノベーション型行財政運営の実現
 - ア 「ビルド」を重視した行財政運営
 - イ 成果を重視した施策立案手法の導入
 - ウ 透明性向上のための外部評価の積極的活用

- 2 公債費負担適正化計画を踏まえ、財政フレームで示す財政運営の目標を堅持し、適切な対応を行う。

- 3 各部等は、県政改革方針に基づく行政施策（事務事業）の「見直しの視点」を踏まえ、部長等のマネジメントにより一層の事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、躍動する兵庫の実現の具体化・加速化をさせる施策に重点的に取り組む。

また、「ひょうご事業改善レビュー」の外部委員会の意見等を踏まえ、効果的な施策展開のためのブラッシュアップなど、事業の改善を図る。

[県政改革方針の行政施策（事務事業） 見直しの視点]

- ① 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し
- ② 市町への権限委譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化
- ③ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化
- ④ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化
- ⑤ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進
- ⑥ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進
- ⑦ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保

- 4 中長期経済財政計画に基づく歳出改革、社会保障と税の一体改革、地方創生対策など、国の政策や地方財政対策について十分注視し、県予算へ適切に反映する。

- 5 災害対策などの緊急的な対策を除き通年予算を編成する。

Ⅱ 歳入に関する事項

1 県税

今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積ること。

2 地方交付税、地方譲与税

- (1) 地方財政計画を適切に踏まえ、的確に見積ること。その際、普通交付税は、国の指示伸び等を十分踏まえること。
- (2) 社会保障関係費の増加分はもとより、地域が独自で取り組む経済雇用対策や防災・減災対策などの財政需要を適切に地方財政計画に反映するよう国に求めること。

3 国庫支出金

- (1) 事業の必要性、緊急性、効果等を総合的に勘案しつつ、幅広く活用可能な他部局所管の国庫支出金についても、積極的な活用を図ること。
- (2) 公共事業は、計画的な事業の推進を図るために必要な国庫支出金の確保に努めること。
- (3) 地方に超過負担が生じている場合は、国に是正を求めること。併せて、新たな制度の創設・改正に伴い超過負担が生じないよう国に求めること。

4 県債

今後償還を迎える県債が増加すること等に伴い、公債費に関する指標が厳しさを増すことが見込まれることから、県債の活用にあたってはこれまで以上にその必要性を十分精査すること。また、投資事業を実負担ベースで管理していくことを踏まえ、適切な事業量を確保するため、後年度の財政負担が少ない交付税措置のある有利な県債を積極的に活用すること。

5 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性の向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図ること。

6 財産収入等

- (1) 未利用の財産及び施設の移転や統廃合によって生じる遊休資産等のうち公共利用が見込めないものについては、計画的かつ積極的に売却すること。
- (2) ネーミングライツについては、原則として全ての県立施設を対象としていることや、最低募集価格の引き下げにより応募しやすい環境を整備していることを踏まえ、未導入施設に対する、企業への働きかけを積極的に行い、財源の確保に努めること。
- (3) 県施設や広報誌、ホームページなどについて、他自治体の先行事例も参考にしながら広告媒体として積極的に活用し、広告収入の確保を図ること。
- (4) ふるさとひょうご寄附金及び企業版ふるさと納税を活用する事業については、事業の目的やビジョン、期待される効果等をわかりやすく発信し、寄附者の共感を得ながら、寄附獲得に向けた取組を積極的に進めること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 予算要求基準

令和9年度当初予算編成において、事務事業については現行水準を上回らない範囲で予算編成を進めていくことを基本とするとともに、予算要求枠を遵守のうえ、施策のスクラップアンドビルドを徹底すること。

また、限られた財源の中でより柔軟に施策展開を図るため、部長マネジメントの範囲を拡大することにより、部局の自主性を尊重するとともに、各部局長がリーダーシップを発揮して政策・事業・収入確保策を企画立案・実行する体系へ転換する。

投資事業については、全庁で県政改革方針における令和8年度基本額に対して、実負担ベースで最低10%削減とするなど要求方法を見直す。

なお、要求時点で詳細が不明な国における制度改正、事業の見直しなどは、予算編成過程で検討し、必要な措置を講ずる。

[予算要求枠]

(1) 部長マネジメント枠

限られた財源の中でより柔軟に施策展開を図るため、従来の一般事業枠と新規枠（部長マネジメント分）を統合し、部長マネジメント枠を創設。

一方、部長マネジメント枠全体に対するシーリングの設定により、事務的経費等の削減に取り組む。

・配分額：268億円（一般財源ベース）

※令和8年度当初予算の一般事業枠（経常的経費及び政策的経費）と新規枠（部長マネジメント分）に90%を乗じた額に、同一般事業枠（施設維持費及び指定経費）を加算した額

※部長マネジメント枠全体として2.5%（7億円）の削減

(2) 個別事業枠

① 義務的経費

県政改革方針を踏まえた所要額とするが、直近の決算額や事業実績等を踏まえ、所要額を厳密に精査すること。

（対象経費）

人件費、公債費、税交付金・還付金、債務負担行為設定事業、法令等に基づく経費

② その他指定事業、特別会計等への繰出金

所要額を厳密に精査するとともに、このうち事務的経費について、部長マネジメント枠と同様、適切な削減を行うこと。

③ 超過課税活用事業

法人県民税超過課税第11期計画額の範囲内で事業実施することを基本とし、これまでの活用実績や今後の活用方針、超過課税の主旨等を踏まえ、事業量及び事業内容の見直しを図ること。

④ ファンドレイジングの視点に立った自主財源の積極的な活用

事業の使途をわかりやすく示し、重点的な情報発信を行う「クラウドファンディング型寄附」を本格展開するため、寄附金を活用することが適した事業を積極的に検討するとともに、各部局がファンドレイジングの意識を高め、ふるさと納税を通じた様々な取組の推進と寄附の獲得に取り組むこと。

(3) 投資事業枠

① 普通建設事業費

基本方針として、既存施設の機能維持・機能回復、その他住民の安全確保等に資するものなど、「県民生活基盤を確実に保持すること」を最優先に位置付け、その他については、災害復旧事業を除く投資事業枠の範囲内で、事業効果や将来の負担軽減度等を考慮し、優先順位を総合的に判断することとする。また、全庁で県政改革方針における令和8年度基本額に対して、国庫補助金や特定財源、交付税措置分を除く実負担ベースで最低10%削減とし、具体的には予算編成過程で検討する。

厳しい財政状況を踏まえ、事業量及び事業内容について適切な見直しを行うとともに、国庫補助金や交付税措置のある有利な地方債を最大限活用することにより、県民目線に立った適切な事業水準の確保に努めること。

あわせて、投資事業の優先順位の考え方や執行方針については、県民・議会に対する透明性の確保を図ること。

また、県政改革方針に基づき本県実負担が増加しない範囲で、予算協議のうえ補助事業・単独事業間の振替えを認めることとする。

② 災害復旧事業 所要額

(4) 県民局・県民センター事業

① 地域躍動推進費

- ・対象事業：県民局・県民センターがマネジメント力を発揮し、地域の実情に応じた施策を機動的・積極的に展開する新規・拡充事業等

- ・配 分 額：7.7億円（一般財源ベース）

- ※ 事業実施にあたっては、国庫や寄附金などを積極的に活用するとともに、市町・民間との役割分担等を十分踏まえること。

② 予算措置要求

以下に該当する事業は、本庁所管課を通じて予算措置要求すること

ア 全県的な課題に対応するための新たな事業、又は、当該課題に関連する既存事業を組み替える事業

イ 本庁既存事業の中で、実施方法の改善等を行うことにより事業効果が高まる事業

IV その他留意事項

1 事業の成果指標、目標、終期、廃止・見直し基準の設定

データ等の合理的根拠に基づく政策立案（EBPM）を原則とし、新規施策の立案にあたっては、可能な限り定量的な成果指標、目標、終期を設定すること。

また、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標を達成する見込がない場合には事業を終了させるといった「廃止・見直し基準」を設定すること。

2 本庁舎再編関係の要求

令和9年度に予定されている県庁1、2号館からの移転費用等本庁舎の再編に伴う経費については、所要額を精査の上、必要な経費を各部において要求すること。

なお、本庁舎再編がなかった場合でも実施していたであろう業務効率化に資する経費等については、「業務改革の推進に関する要求」（いわゆる事務改善枠）として整理し要求するなど、本庁舎再編に必要な経費のみを要求すること。

3 業務改革の推進に関する要求

『新しい働き方推進プラン』（令和7年4月改定）に基づき、組織のパフォーマンスを最大化し、県民本位で質の高い行政サービスを実現するため、生成AI等のデジタル技術の活用や業務プロセス改革等の創意工夫により、生産性向上を図るとともに、限られた人的・財源を有効活用し、持続可能な行財政運営に資する取組について、県政改革課（デジタル改革課）で取りまとめのうえ、所要額を予算要求すること。

4 情報システム関係の要求

情報システム関係の構築費・保守料等は、予めデジタル改革課による経費の精査を経た上で提出すること。

5 発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組

エネルギーコストや労務費をはじめとした物価高騰が続く中、発注における適切な価格転嫁を実現するため、需給の状況や原材料費、人件費等の実勢価格を踏まえた予算単価表などの活用を徹底し、適正な事業費の積算に努めること。

なお、電気代等の高騰影響に対する予算措置については、予算編成過程において別途検討する。

6 補助・委託事業の適切な執行・手続きの簡素化等

補助事業や委託事業は、履行確認を徹底し、その成果を適宜フォローアップすること。

また、補助率は1/2を基本に、事業内容等を勘案のうえ適切に設定するとともに、市町・各種団体への県単独補助金の定額化、申請・実績報告書類の縮減に引き続き取り組むこと。

7 オープニングイベント等を初めとしたイベント・式典の見直し

県立施設等のオープニングイベント等の実施にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、華美なものとならないよう留意するとともに、各種イベントや式典などの運営委託については、安易な全面委託とならないよう、事業者との適切な役割分担を踏まえ、計画的に取り組み、効率的な執行に努めること。

8 情報発信におけるSNSの活用

各部施策の情報発信については、SNSの一層効果的な活用を推進すること。

9 インセンティブの積極的な活用

(1) 予算効率化インセンティブ制度の推進

予算執行の工夫改善を進めるため、アウトソーシングの推進など事業実施方法の見直し、委託業務等の発注方法の見直しや、予算の使い切り意識の是正などを目的とした数量の見直しなど、予算執行方法の効率的な取組による令和8年度の歳出削減効果額（一般財源ベース）の全額を、令和9年度の予算に追加配分する。

(2) 歳入インセンティブ制度

自主財源の確保を進めるため、ネーミングライツや広告掲載、協賛による収入の全額を、インターネットオークション出品による不要物品の売却等に伴う収入の全額（物品提供部局・出納局で折半）を、処分が難航している用途廃止済用地等の売却に伴う収入の一定割合（3～5%程度）を、収入年度（収入年度に執行が困難な場合は翌年度）の予算に追加配分する。

10 事務事業数

事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行い、事務事業数を令和8年度事業数の範囲内とすること。

11 事務事業評価の適切な反映

(1) 事業効果の検証を行うため実施した事務事業評価の結果を適切に予算に反映すること。

(2) ひょうご事業改善レビュー対象事業は、自己評価、外部委員会による点検・意見、市町・関係団体等から聴取した意見等を総合的に勘案し、施策検討や予算要求に反映すること。

12 企業庁

「兵庫県企業庁経営戦略」に基づき、経営環境の変化に応じた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、自立・安定した健全経営を維持すること。

13 病院局

「第5次病院構造改革推進方策」に基づき、DPC対応力強化や診療機能に見合った収益確保策を推進するとともに、物価上昇等により増加するコストの節減に努め、経営赤字の縮減を図ること。

また、圏域ごとの医療需要を考慮した上で、適切な役割を果たすための抜本的な経営改革を検討・実施すること。

14 適正な経理事務の執行

適正な経理事務処理を推進するため、下記のと組の徹底を図ること。

(1) 計画的な予算執行（執行計画の策定）

- (2) 予算執行の明確化（原則、1 事項、1 所管課）
- (3) 予算流用手続の周知
- (4) 予算節約意識の醸成
- (5) 予算繰越制度の活用
- (6) 国庫補助事業と県単独事業の区分経理
- (7) 契約事務の適正な執行

V 予算編成作業の見直し

- 1 部長マネジメント枠経費の査定作業は、部長等のマネジメントによる予算配分を基本に、事業内容に変更のない事業は増減を中心とした要求内容の確認にとどめ、新規・拡充事業を重点的に検討する。
- 2 新規財源の配分が困難となる中、県としての政策推進効果を維持・強化するため、今後の施策展開にあたっては予算を伴わない政策の更なる検討や積極的な自主財源の確保に努めること。
- 3 超過勤務に関する規則に基づく超過勤務縮減に向けた取組として、査定作業終了時間を厳守するとともに、査定スケジュールの管理を徹底する。
- 4 引き続き、以下のようなペーパーレスやオンラインヒアリングなどの取組を徹底する。
 - (1) ペーパーレス化に関すること
財政課への資料提出は電子データで行うこと。
 - (2) ヒアリングに関すること
ヒアリングはオンラインにより実施すること。

＜問い合わせ先＞

兵庫県財務部財政課予算班 TEL：078-341-7711（内線 72875）